

# 図書館等公衆送信サービスの 開始と今後の展望

2023年度 2023/10/19  
大学図書館職員短期研修

千葉大学附属図書館 利用支援企画課アカデミック・リンクグループ  
高木晃子

# 本日の内容

- 令和3年著作権法改正とその背景
- 図書館資料のメール送信等開始に向けた議論の経過
- ガイドラインの概要・注意点
- 今後の展望
- 今回の改正（+著作権法全般）についてより詳しく知るために

# 自己紹介

名前 高木 晃子

## 所属・業務歴

2015年度に千葉大学附属図書館に入職（現在9年目）

2015-16 千葉大学附属図書館（本館） 学術コンテンツ課学術コンテンツグループ  
図書担当。関連して選書ツアー運営・英語多読コーナーの設置など

2017-18 千葉大学附属図書館 学術コンテンツ課亥鼻分館係  
亥鼻分館（医学図書館）の業務全般（図書・雑誌・閲覧・ガイダンスなど）

2019 - 2023.9 千葉大学附属図書館（本館） 利用支援企画課利用支援企画グループ  
2019年度は和雑誌担当。2020年度にグループ内で担当を交代しリポジトリ担当に

2023.10- 千葉大学附属図書館（本館） 利用支援企画課アカデミック・リンクグループ

## 現在の担当業務

アカデミック・リンク教育学修支援専門職養成プログラム（ALPSプログラム）運営、  
英語相談デスク運営など

## 著作権に関する（学外）業務

- 国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会 委員
- 日本図書館協会著作権委員会 委員
- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会  
特定図書館等分科会 委員

## 著作権問題に関わるようになったきっかけ

- 千葉大の前任者が異動になったため、  
上司の頼みで国公立とJLAの委員を交代することに…
- 大学では文学専攻で、法律については素人
- 委員になる前の法律系の知識は、  
公務員試験の勉強と文化庁主催の著作権実務講習会の受講程度

# 皆さんに質問

- 「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」を読んだことはありますか？（一部のみでも可）
- 2023/7の「図書館等公衆送信サービス説明会」や2022/12の「大学図書館シンポジウム」は視聴されましたか？
- 皆さんの勤務先では、「特定図書館」になることを検討されていますか？

# 令和3年著作権法改正とその背景

# 令和3年著作権法改正の概要① (まずはおさらい)

日本の著作権法で定められている著作者の権利  
→以下の2つの権利から構成されている

**著作者人格権** → 著作者の精神的利益を守るための権利  
…公表権、氏名表示権、同一性保持権

**著作権（財産権）** → 著作者の財産的利益を守るための権利  
…複製権、上演権・演奏権、公衆送信権など

参考：文化庁『令和5年度著作権テキスト』

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

# 令和3年著作権法改正の概要② (まずはおさらい)

通常、著作物を利用（複製・上演・公衆送信など）するには、著作権者の許諾（+利用料の支払いなど）が必要

一定の条件を満たした場合に、許諾なしで著作物が利用できるようになる例外規定が「**権利制限規定**」

例：

- 私的利用のための複製（第30条）
- 図書館等での複製・インターネット送信等（第31条）
- 引用（第32条）
- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等（第35条）  
など ※「出所の明示」「補償金支払い」が必要な場合あり

今日のテーマ

# 令和3年著作権法改正の概要③

非常に簡略化して言うと、

- 図書館（条件あり）から所蔵資料（条件あり）を公衆送信してもらい、
- 図書館に来なくても（自宅などから）
- 所蔵資料（の一部）を電子で読めるようにする

…ために、権利制限規定の変更・追加を行う、という趣旨の法改正

- NDLの絶版等資料のインターネット送信は一足先に開始済み（2022/5/19-）。
- 大学図書館・NDL・公共図書館ほかの蔵書の  
インターネット送信について、今年5月末にガイドラインが公開。

# 新制度でできるようになったこと（大まかに）

館種	改正法施行前	改正法施行後 (これまでに+)	いつから？
国立国会図書館 <b>【第31条第4項】</b>	デジタル化絶版等資料を 図書館に送信 （利用者は要来館）	絶版等資料のデータを、 事前登録した利用者個人 にも送信できる （利用者は来館不要）	2022年5月 ※プリントアウト は2023年1月に 開始
国立国会図書館、 公共図書館、 大学図書館ほか <b>【第31条第2項】</b>	著作物の一部分 （発行後相当期間を経過した 定期刊行物に掲載された個々の 著作物にあつてはその全部） を複製して利用者に提供 （紙媒体のみ、 来館または郵送受取）  ※対象となる館種に ついての定めあり （著作権法施行令第1条の3）	著作物の一部分 （国等の周知目的資料および 政令で定めるものにあつては その全部） をメール等でも利用者に 提供できる （利用者は来館不要） ※補償金支払いが必要  ※対象となる館種かつ、 「特定図書館」としての 要件も満たす必要あり	2023年5月末に ガイドラインを 公開 6月1日に法施行  ※実際の サービス開始は？

# 具体的になにが便利になる？

## 【第31条第4項関係】

- NDLや図書館送信の参加館にわざわざ来館しなくても、NDL所蔵の絶版等資料を読むことができる
  - 一般には入手しにくい、古い時代の資料へのアクセスが容易に
  - 特に、地方在住の方にとってメリットが大きい
  - 「自宅の隣に国会図書館」と表現する記事も (※)

## 【第31条第2項関係】

- 様々な理由で身近な図書館（近くの公共図書館・自分の大学の図書館など）やNDLに行けない時でも、資料（の一部）を自宅などから閲覧することができる
  - コロナ禍やその他の理由での外出制限期間中
  - けがや病気で動けないとき（入院中・自宅療養中など）
  - 遠方にいるとき（出張中・帰省中、地方在住の方のNDL利用など）

(※) 「元司書が語る！国立国会図書館の絶版本「読み放題解禁」がスゴい」（ダイヤモンド・オンライン 2022.5.19）  
<https://diamond.jp/articles/-/303076>

# 公衆送信制度についてよくある質問

- 公衆送信サービスは、ILLで提供された資料にも適用される？
  - 現時点では不可。自館の所蔵資料のみが対象となる。
  - 今後、ILLで提供された資料についても公衆送信サービスを実施可能となるよう別途要件等を整理  
(参照：ガイドライン第2-2-(2))
- 補償金額の計算ミス・補償金要否を間違えた場合の扱いは？
  - 「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会事務処理等スキーム分科会合意事項」では、補償金の返還・追徴処理を行うことも可とされている（第14項）。
  - 追徴は行わないが、返還は行う方向で関係者間で申し合わせ（※）  
(余分に受け取った補償金=SARLIBの不当利得となるため)
  - 具体的な返金手続きについては今後調整

(※) 下記動画の55:50-59:10頃に言及あり (SARLIB理事 村瀬氏)

「「図書館等公衆送信サービス」説明会：法施行を受けて」

<https://www.youtube.com/live/h8dDBwDExIk?si=5HpnI9FzYPbRC2fF>

# 図書館資料のメール送信等開始に向けた 議論の経過

# 文化審議会での審議、パブコメ実施 (R2.7~R3.2)

2020/7/29	文化審議会著作権分科会法制度小委員会（以下、「小委員会」）で、図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム（以下、「WT」）立ち上げ決定
2020/8~11	WTでの審議（全5回）
2020/11/13	WT版報告書を公開
2020/12/4	小委員会で、WT版報告書に基づいて審議。同日、パブコメ募集開始（12/21まで）
2021/1/15	小委員会で、パブコメ内容を受け審議→小委員会版報告書を同日公開
2021/2/3	著作権分科会で、最終的な報告書案の審議→確定し同日公開。立法へ。

参考 文化審議会著作権分科会

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/>

# 国会審議の過程（令和3年 第204回国会）

2021/5/14	衆議院文部科学委員会 可決
5/18	衆議院本会議 可決
5/25	参議院文教科学委員会 可決
5/26	参議院本会議 可決
5/28	内閣府 閣議決定
6/2	公布

参考

日本図書館協会「著作権委員会」>2021年著作権法改正

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/280/Default.aspx>

衆議院「閣法第204回国会57著作権法の一部を改正する法律案 議案審議経過情報」

[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DD1FEE.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD1FEE.htm)

# 関係者協議会

第3回全体会までに、ガイドライン分科会：12回、補償金分科会：5回、特定図書館等分科会：4回、事務処理等スキーム分科会：3回 を開催

2021/10/28	第1回全体会
2022/9/9	第2回全体会
9/30	「図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会」開催
2023/5/25	第3回全体会
5/30	ガイドライン公開
6/1	改正法施行、指定管理団体SARLIBのWebサイト公開
7/13	「「図書館等公衆送信サービス」説明会： 法施行を受けて」開催

参考

日本図書館協会「著作権委員会」>図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会  
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

# 補償金額の認可手続き

2022/11/7	SARLIBが指定管理団体として文化庁長官より指定を受ける
11/14-12/12	図書館等関係団体への意見聴取（国大協、公大協、私大連など21団体）
2023/1/20	SARLIBから文化庁への認可申請（3/20付けで申請内容の修正）
3/23	文化審議会著作権分科会使用料部会で認可することが 適当との答申
3/27	文化審議会著作権分科会で認可することが適当との答申
3/29	文化庁長官より認可

参考

文化庁

「改正著作権法第104条の10の2第1項の図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する団体の指定について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93789301.html>

「図書館等公衆送信補償金の額の認可について」 [https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/93860201.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html)

「文化審議会著作権分科会使用料部会（第22期第7回）」 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/shiyoryo/r04\\_07/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/shiyoryo/r04_07/)

「文化審議会著作権分科会（第67回）（第22期第4回）」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/67/index.html>

# 協議のポイント

図書館にある本や雑誌のコピーを、自宅にいながらメールやファクスで受け取れるようになりそうだ。文化審議会の小委員会の提言に沿って、政府はきょう（引用者注：2021/1/18）から始まる通常国会で著作権法の改正をめざす方針だ。

（中略）

コピーが大量に送受信されるようになれば、書き手の権利や出版社の経営などに影響が及ぶ。電子書籍市場とも競合し、出版・活字文化がやせ細る恐れがある。

「特定図書館」についての議論

そこで小委は、

▽管理体制など一定の基準を満たす館にのみ送信を認める

▽著作物の性質や送信した分量に応じて、著作権者と出版権者が補償金を請求できるようにする、

といった考えを示した。

補償金額についての議論

（中略（次のスライドへ続く））

朝日新聞 2021年1月18日 朝刊6面

「（社説）図書館サービス ネット時代の姿探って」

（強調と改行の一部は引用者）<sup>18</sup>

# 協議のポイント

(前略)

ただし具体的な制度は、法律でなく政省令やガイドラインで定める。実態に即した柔軟な対応を可能にするためだという。

補償金の額をどの程度にするか。電子書籍が出ているものもネット送信を認めるか。いま複写が認められる範囲は著作物の半分までとなっているが、送信の場合はどうするか――。難しい調整になりそうだ。(以下略)

送信対象となる図書館資料  
についての議論

朝日新聞 2021年1月18日 朝刊6面  
「(社説) 図書館サービス ネット時代の姿探って」

(強調は引用者)

関係者協議会での議論の経緯・第1～3回全体会の会議資料については日本図書館協会のWebサイトで公開中です。

<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

以下のポイントについては、  
昨年度の短期研修での講義資料をご参照ください  
(2022.9時点での情報です)

- 各分科会での議論の概要
- 改正前後の著作権法条文の比較・改正のポイント

<https://doi.org/10.20736/0002000747>

# ガイドラインの概要・注意点

# はじめに：ガイドライン（以下、GL）の適用範囲

令和3年改正法は、従前から行われていた複写サービスに関する規定にも変更が及ぶものとなっています。このため、本ガイドラインは複写サービスもその対象としています。

もっとも、複写サービスは多くの図書館において永年にわたり実務慣行が積み重ねられてきたものであることを鑑み、本ガイドラインは同サービスの実施について実質的な変更を行うものとはなっておらず、

「公立図書館における複写サービスガイドライン」

「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び

「写り込みに関するガイドライン」の記載を包含するものとしています。

「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」

「第1 本ガイドラインの位置づけ」より（強調・改行は引用者）

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/08/31guidelines230830.pdf>

# GLの全体像

- 第1 本ガイドラインの位置づけ
- 第2 改正法の解釈と運用
  - 1 制度趣旨
  - 2 「図書館資料」について
  - 3 サービスの主体
  - 4 制度目的による限定
  - 5 対象となる著作物の範囲
  - 6 全部利用が可能な著作物
  - 7 利用対象外となる図書館資料（法第31条第2項ただし書）
  - 8 送信データの不正拡散の防止（法第31条第2項第2号）
  - 9 特定図書館等の要件（法第31条第3項）
  - 10 受信者（利用者）における複製（法第31条第5項）
  - 11 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

---

「図書館等公衆送信補償金規程」（補償金額の算定方法）

「事務処理等スキーム分科会合意事項」（事務処理の手順目安など）

# GL+その他文書に書かれている内容

①公衆送信（・複製）できる範囲・分量	<ul style="list-style-type: none"><li>• GL2-2 「図書館資料」について ★</li><li>• GL2-5 対象となる著作物の範囲 ★</li><li>• GL2-7 利用対象外となる図書館資料 ★</li><li>• GL2-6 全部利用が可能な著作物 ★</li></ul>
②公衆送信補償金額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「図書館等公衆送信補償金規程」 ★</li><li>• GL2-11 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について ★</li></ul>
③特定図書館になるための条件	<ul style="list-style-type: none"><li>• GL2-3 サービスの主体</li><li>• GL2-9 特定図書館の要件 ★</li></ul>
④特定図書館での具体的な作業手順	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「事務処理等スキーム分科会合意事項」 ★</li><li>• GL2-8 送信データの不正拡散の防止 ★</li></ul>
⑤利用者への要周知事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• GL2-4 制度目的による限定</li><li>• GL2-8 送信データの不正拡散の防止 ★</li><li>• GL2-10 受信者（利用者）における複製</li></ul>

以下では、★付きの項目について解説していきます。

# ① 公衆送信（・複製）できる範囲・分量

## GL2-2 「図書館資料」の範囲（←総則のようなもの）

「図書館資料」に含む	「図書館資料」に含まない
<ul style="list-style-type: none"><li>• 図書館等が選択、収集、整理、保存している資料</li><li>• 図書館間協力により提供された資料<ul style="list-style-type: none"><li>• 複製については既存のガイドラインの下、現在も提供可能</li><li>• 公衆送信については、実施可能となるよう別途要件等を整理（=2023/9現在はまだできない）</li></ul></li><li>• 図書館等に処分権限がある（所有権がある）寄贈資料</li></ul> <p>※GL2-5（1）、2-7の条件に合致する資料に 要注意</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電子ジャーナル・DBなどに収録された著作物</li><li>• 図書館等が処分権限を有しない寄託資料</li></ul>

# ①公衆送信（・複製）できる範囲・分量

## GL2-5 対象となる著作物の範囲

複写および公衆送信を行うことができるのは、「公表された著作物の一部分」

- (1) 「公表」：著作権法第4条の要件を満たしていること  
図書館資料は大半が出版物（新聞含む）として発行されており、その掲載著作物は公表されたものとなる
- (2) 著作物の単位（何をもちて「1つの著作物」と考えるか）：詳しくはGLを参照
  - ・書籍／雑誌・新聞／事典／編集著作物として扱うもの に分けて考える。
  - ・絵画、地図、楽譜、俳句・短歌、文章など、著作物のジャンルによって判断基準が異なる
- (3) 「一部分」：複写・公衆送信とも、各著作物の2分の1を超えない範囲

# ①公衆送信（・複製）できる範囲・分量

## GL2-7 利用対象外となる図書館資料

「現在存在する商用の著作物利用市場と衝突する場合、あるいは将来における著作物の潜在的な商用利用の可能性を阻害するおそれがある」  
類型は、公衆送信サービスの対象外とする  
(複写に関しては従来通り)

- SARLIBが指定する除外資料 (2023.9現在、リストなど未公開)
- 楽譜の出版物
- 地図の出版物
- 写真集、画集
- その他
  - 発行後相当期間経過前の定期刊行物
  - 各特定図書館等において公衆送信を行うことが不相当と認めた資料

# ①公衆送信（・複製）できる範囲・分量

## GL2-6 全部利用が可能な著作物

「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるもの」として、政令で定められている類型

- 国等の周知目的資料
- 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
  - 複写：次号発行まで／3か月間
  - 公衆送信：発行後1年間（新聞は次号発行まで）
- 美術の著作物等（文中の挿絵や図版類を想定⇔GL2-7 公衆送信対象外の類型）
  - 複写：「複製物の写り込みに関するガイドライン」に従う
  - 公衆送信：一頁につき、一点あたりの美術の著作物又は写真の著作物が、当該頁の3分の2以上の割合を占める場合→解像度に注意した上で行う（原則、解像度は200dpiまで。より高解像度にする場合は別途要措置）

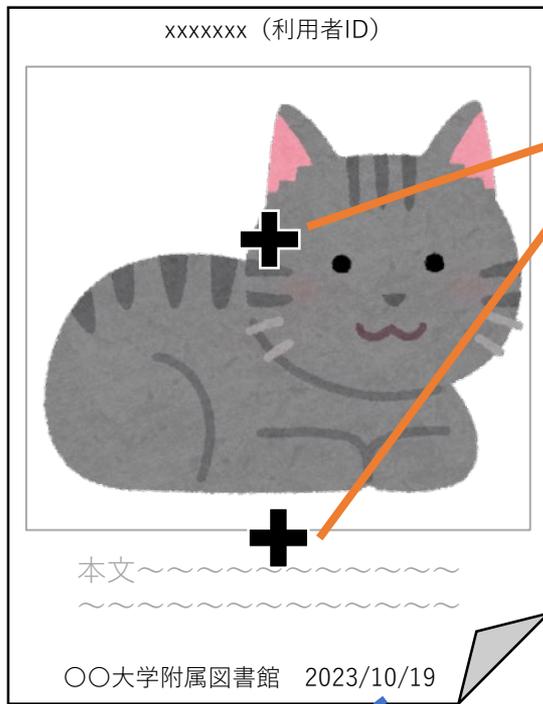
オンラインでの  
バックナンバー流通に配慮

高解像度の複製物が不正利用される可能性を考慮

# 一点あたりの美術の著作物等がページの3分の2以上を占める資料を公衆送信する際

原則：200dpiまで  
(追加措置は不要)

資料の劣化等により200dpi以上にする場合  
→300dpi程度を上限に、目的外利用防止措置を施す



頁上の2以上の箇所に  
均等に配置されるよ  
うに記号等を付し…  
美術の著作物又は写  
真の著作物の上に当  
該記号等が付される  
ようにする

(左図の記号の形・色・  
位置等はいくまでも  
説明用の例示です)

(共通) ページのヘッダ・フッタに必要事項を  
入力 (GL2-8)

# ①公衆送信（・複製）できる範囲・分量

## GL2-6 全部利用が可能な著作物（続）

- 分量の少ない著作物→コラム・短歌・俳句などを想定
  - 定期刊行物は除く
  - 複写：「複製物の写り込みに関するガイドライン」に従う
  - 公衆送信：複製が行われる同一頁（見開き単位で複製が行われる場合はその見開きになっている2ページ）内に、単独又は複数の著作物の全部又は2分の1を超える部分が掲載されている場合→遮蔽せずに、2分の1を超える部分についても公衆送信できる
    - ※もっぱら分量の少ない著作物で構成されている図書館資料（句集・歌集・事典類等）において、複製箇所は連続してはならない。
    - ※GL2-7で除外されている資料は対象外
- 漫画の著作物
  - 定期刊行物を除く図書館資料に掲載されている漫画の著作物のうち、分量の少ないものの複製、公衆送信については、上記「分量の少ない著作物」に準じて取り扱う。

## ② 公衆送信補償金額の算定方法

「図書館等公衆送信補償金規程」より

図書館資料の種類	補償金算定式	備考
新聞	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
定期刊行物 (雑誌を含む。)	1 頁あたり 500 円 2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円	
本体価格が明示されている図書	本体価格を総頁数で除し、 公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずる	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする
上記以外 (本体価格不明図書・脚本/台本含む 限定頒布出版物・ 海外出版物等)	1 頁あたり 100 円	1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする

(注) 見開きで複写を行い、図書館等公衆送信を行う場合は、2 頁と数える。

## ② 公衆送信補償金額の算定方法

計算例（補償金規程第3条（2）・（3）より）

① 雑誌Aを4頁分と、雑誌Bを10頁分の公衆送信

全頁数-1

$$\underline{(500+3 \times 100)} + \underline{(500+9 \times 100)} = 2,200 \text{円}$$

② 本体価格が2,500円、総頁数が220頁の書籍のうち、12頁分の図書館公衆送信

係数

$$\underline{2,500} \div \underline{220} \times \underline{12} \times 10 = 1,363.6363 \dots$$

→ 小数第一位を切り捨て、補償金額は「1,363円」

※計算した結果、「500」を下回る場合は「500円」が補償金となる（下限額の設定）

## ② 公衆送信補償金額の算定方法

### GL2-11 著作権保護期間に関する補償金の要否判断について

図書館資料の発行日が1967年以前／1968年以降 で場合分け

発行日が1967年以前	発行日が1968年以降
主たる著作者の没年が67年以前・68年以降の生存が確認できない →補償金不要	発行後70年が経過するまで →一律補償金が必要
没年が68年以降 →没後70年経過するまで補償金必要	発行後70年経過後 →主たる著作者の没年が発行日以降であれば、保護期間満了まで補償金必要

参考：

編集著作物の規定（著作権法第12条）

無名又は変名の著作物の保護期間（同第52条）

TPP発効に伴う著作権保護期間延長（2018/12/30～）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\\_chosakuken/1411890.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html)

# ③特定図書館になるための条件

## GL2-9 特定図書館等の要件

### (1) 責任者

- 図書館等の館長 または
- 公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者  
同一設置者による複数の図書館等であれば兼任可

### (2) 研修

各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において実施。  
対象は、公衆送信サービスに係る実質的な判断に携わる職員  
(外部事業者に事務処理を委託している場合は、当該外部事業者を含む)

## ③特定図書館になるための条件

- (3) 利用者情報の適切な管理
- (4) データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容

図書館による誤送信の防止、  
保存期間満了後のデータ破棄など

利用者情報の適切な管理・セキュリティ管理について、内部規定を定める。  
大学図書館の場合、大学全体の個人情報取扱やセキュリティ管理に係る規定を準用できる。

内部規定で最低限定めるべき項目はGL上で列挙。

- (5) その他業務を適正に実施するために必要な措置

今後の運用状況を踏まえて、具体的な措置を追加予定

# ③ 特定図書館になるための条件

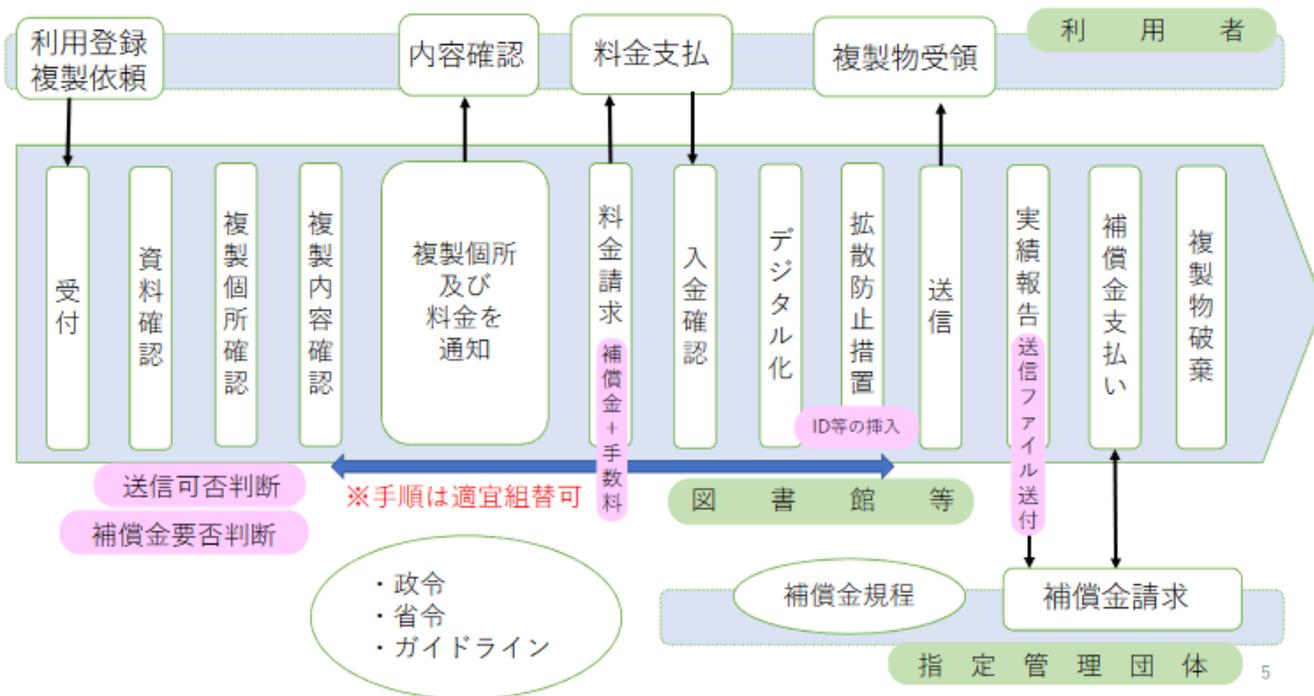


GL上の記載事項に加え、  
指定管理団体SARLIBへの  
「参加届出」が必要？  
(2023/9現在、詳細不明)

<https://www.sarlib.or.jp/library/>

# ④ 特定図書館での具体的な作業手順

## 事務処理の流れ



「図書館等公衆送信サービス：法施行を受けて」 p.3

[https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20230713\\_toshokankoshusoshin.pdf](https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20230713_toshokankoshusoshin.pdf)

## ④特定図書館での具体的な作業手順

「事務処理等スキーム分科会合意事項」の要点

- 1 (2) 原則として補償金は利用者の負担。  
必要に応じて事務手数料等を加えた対価を徴収する。
- 6 (2) 不正拡散防止措置：**GL2-8**に沿った措置を行う。
- 6 (3) 送信実績として所定の項目を記録する。
- 12 (1) 特定図書館等は、指定管理団体に対して送信実績の報告を行う
  - ・ 6 (3) の送信実績一覧
  - ・ 申込者に提供したファイル (6 (2) の不正拡散防止措置を施していない、または個人情報の第三者提供について申込時等に利用者から了承を得たもの)
- (3) 送信実績の報告及び補償金の支払いは、一月に一回程度。  
ファイルの送付はこの限りではない。

# ④ 特定図書館での具体的な作業手順

## GL2-8 送信データの不正拡散の防止

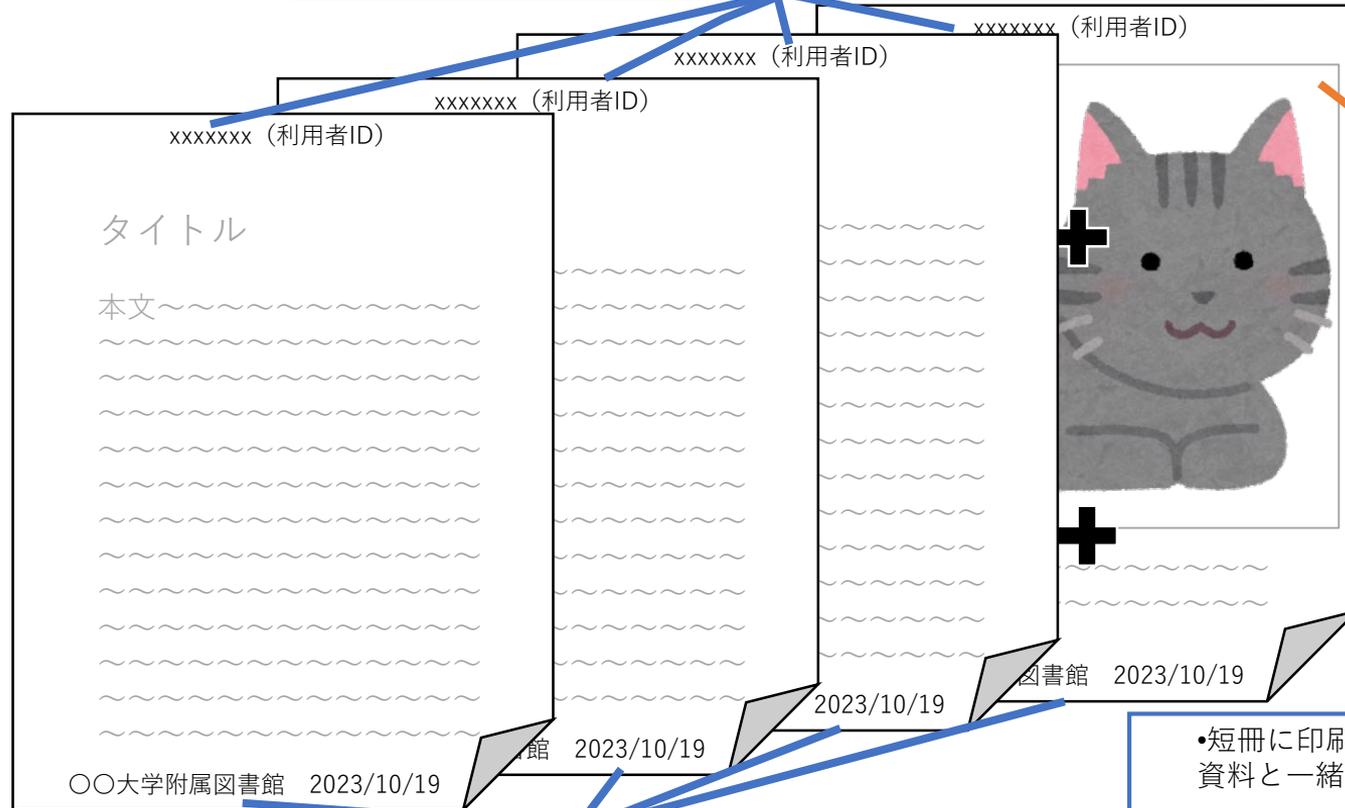
利用者による不正拡散の防止  
(第三者に転送するなど)

(2) 送信する電子ファイルに対して講じる措置

- ①全頁ヘッダー部分に利用者ID（貸出カードの番号等）を挿入
- ②全頁フッター部分にデータ作成館名、データ作成日を挿入

※今後の技術的進展等の環境変化に応じて、追加措置の導入を検討

全頁のヘッダーに利用者ID



美術の著作物  
を含む場合は、  
**GL2-6**に  
従って処置

全頁のフッターにデータ作成館名・データ作成日

- 短冊に印刷したものを資料と一緒にスキャン？
- スキャン後にPC上で入力？ (PDF編集ソフトなどが必要)

# ⑤利用者への要周知事項

## GL2-8 送信データの不正拡散の防止

### (1) 利用規約記載事項

#### ①注意事項・禁止事項の遵守

- 公衆送信サービスを第三者に利用させないこと
- 公衆送信サービスで入手したデータを権利者の許諾なく著作権法に定められた権利制限の範囲を超えて第三者に送信し、又は転載しないこと
- 利用登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに登録した特定図書館等に届け出ること

#### ②不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置

利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は、公衆送信サービスの利用停止等の措置を講ずること。

# 今後の展望

# 利用者へのレファレンス対応の変化①

## これまで可能だった方法

① 出版社が提供する  
学外アクセス  
学認・EZproxyほか

② 郵送貸出サービス

③ OA版を探す  
ゴールド／グリーンOA  
GoogleScholar、  
Kopernioなど

## 新たに可能になる方法

②' 図書館に  
公衆送信を依頼

※送信資料に対する各種の制約

図書館の資料を  
家から読みたい！

# 利用者へのレファレンス対応の変化②

## これまで可能だった方法

①他館の資料を使う  
他大学・公共図書館を  
訪問・ILL

②NDLを利用  
訪問・遠隔複写・  
図書館向け送信・  
絶版等資料の個人向け  
送信

③購入する  
新品・古書、電子書籍

読みたい資料が  
図書館にない！

## 新たに可能になる方法

①'他館の公衆送信  
を案内  
居住地の公共図書館  
など

②'NDLの公衆送信  
を案内

※所蔵館の利用者条件に該当し、  
利用者登録済みである必要  
※送信資料に対する各種の制約

選択肢と新しいルールが増える→

利用者が重視することは何かを考えて案内することがより重要に

- 文献を早く入手したい
- 移動不要で自宅で完結させたい、出張先・帰省先から資料を見たい
- 必要経費を安く済ませたい
- 解像度（画質）の高さ
  - 細かい図版のある資料など、現物をじっくり調査したい
  - 読みたいのは主に本文で、図版は補助程度に確認できればよい



- 今、現実に取りれる選択肢はどれなのか
  - その資料は公衆送信サービスの対象となるか、著作物全体を送信できるか
  - 必要なのは著作物の全体か、一部分か
  - 所蔵館の利用者条件に当てはまるか、利用者登録は済んでいるか

# 公衆送信サービスの今後

(前略)

新制度は、職員の研修など要件を満たした図書館が実施できる。ただ、実際に図書館がサービスを始めるのはまだ先になりそうだ。国立国会図書館は24年度の実施を目指すという。

管理協会の加盟団体である日本書籍出版協会の樋口清一専務理事は、補償金額について「高いと思われるかもしれないが、補償金の分配にかかる振込手数料やシステムの費用、人件費を考えると、今の基準でもコスト割れするかもしれない。手数料を引いた分配額が小さくなってしまうと、権利者への補填（ほてん）という本来の意義が薄れてしまう」と言う。

(中略)

補償金額は、3年ごとに見直すこととしている。文化庁は補償金額を認可した際、管理協会に対し「補償金の分配に要する費用を考慮して補償金額の下限が設定されているが、制度の趣旨である国民の情報アクセスの向上等の観点から継続的に検討すること」などと留意事項を通知した。

(中略 (次のスライドへ))

朝日新聞 2023年6月11日 朝刊25面  
「図書館資料ネット送信、運用不透明 新制度施行  
1冊の一部分、利用に最低500円」

(強調は引用者)

# 公衆送信サービスの今後

一部の図書館では紙の複写の郵送サービスを実施しているが、「ネット送信は郵送複写より手間がかかることが想定され、場合によっては郵送の方が早いかもしれない」と日本図書館協会の岡部幸祐常務理事は言う。送信データには不正拡散を防ぐため利用者IDの挿入などの措置をしなければならず、補償金額の計算や送金もある。「どう活用すれば図書館のサービスが豊かになり、利用者にとって良いものになるのか、しっかり考えないといけない」

朝日新聞 2023年6月11日 朝刊25面  
「図書館資料ネット送信、運用不透明 新制度施行  
1冊の一部分、利用に最低500円」

(強調は引用者)

# まとめ

- 自分が就職した時点で既に、「図書館での複写」はルールも定まり、安定して運用されている状態。昔はどうだったか考えもしなかった。
  - ←しかしそれは、コピー機が普及して以降、日本を含む各国で様々な議論と交渉が積み重ねられてきた結果
  - ←更に言うと、「新しい表現ツール」や「新しい送信・複製ツール」が生まれるたびに、著作権法に関する新しい問題が生じうる。
- 関係者協議では、新制度が実際にどれ位使われるかなど、予測が難しい事柄もある中で議論を進めてきた。
  - ←見直しが必要な部分も今後出てくると思われる。
  - ILL関連の調整をはじめ積み残しもあり、法施行 = ゴールではない。
- 今後の動向にも関心を持ってもらえたら嬉しいです。

**今回の改正（+著作権法全般）について  
より詳しく知るために**

## SARLIB Webサイト

- 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン
- 図書館等公衆送信補償金規程
- 事務処理等スキーム分科会合意事項

<https://www.sarlib.or.jp/system/>

## 日本図書館協会Webサイト

- 「図書館等公衆送信サービス」説明会：法施行を受けて（2023/7実施。動画・Q&A一覧あり）  
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/1028/Default.aspx>
- 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会  
<https://www.jla.or.jp/committees/chosaku/tabid/946/Default.aspx>

## 第109回全国図書館大会 岩手大会 第6分科会

「令和3年改正著作権法の施行後の動向

～図書館サービスに活かす上で考えたいこと～」

<https://lib-iwate.com/%e7%ac%ac6%e5%88%86%e7%a7%91%e4%bc%9a%e3%80%80%e8%91%97%e4%bd%9c%e6%a8%a9/>

後日、報告記事等の公開見込み。

第106・107回全国図書館大会でも法改正についての講演を実施。

『全国図書館大会群馬大会』・『全国図書館大会山梨大会』に詳細な記録あり。

## JLAブックレット No. 14

### 『図書館等公衆送信サービスを始めるために：新著作権制度と実務』

日本図書館協会著作権委員会編、日本図書館協会、2023.10

<https://www.jla.or.jp/publications//tabid/87/pdid/p11-0000000641/Default.aspx>

#### 【目次】

はじめに

第1章 著作権法に関すること（文化庁著作権課）

第2章 補償金制度等について（SARLIB理事 村瀬拓男氏）

第3章 ガイドラインとその実務（JLA著作権委員会委員長 小池信彦氏）

資料 図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン、  
図書館等公衆送信補償金規定、  
ほか関係文書、関係法令の条文

## 文化庁Webサイト

- 著作権制度に関する情報  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>
- 令和3年通常国会著作権法改正について  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisai/r03\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisai/r03_hokaisei/)

## 国立国会図書館Webサイト（第31条4号関係）

- 個人向けデジタル化資料送信サービス  
[https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital\\_transmission/individuals\\_index.html](https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html)
- ニュース「2021年12月22日「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」の公表について」  
[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222\\_01.html](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222_01.html)
- 「資料デジタル化に関する協議」  
(←NDLの資料デジタル化に関して、これまでの経緯がまとまっています)  
<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>

# 大学図書館著作権検討委員会

2022年度大学図書館シンポジウム

「図書館等公衆送信サービス関係者協議会における協議状況報告」

<https://julib.jp/blog/archives/3556>

関係者協議会メンバーによる「公衆送信サービスを始めるために今できること」ほか。  
※要ログイン

大学図書館における著作権問題Q & A

[https://julib.jp/docs/copyright\\_docs](https://julib.jp/docs/copyright_docs)

現在、2022.12の第9.1.1版が最新。

今回のガイドライン公表に対応した改訂は今後進める予定です。

# 著作権法周辺の政策動向（おまけ）

- 文化審議会著作権分科会 & 各小委員会（オンラインで傍聴可）
- 政府・内閣府の政策資料など

…正直、少し敷居は高い（法律の専門家でない人には特に）  
現在、著作権法やその周辺領域で何が起きているか、  
これからどんなことが問題になりそうかを知ることができる。

トピックの全てが図書館に絡んでくるわけではないが、  
知っておいて損はない。  
政策についての知識は、ポジションが上がってからも役立つ。

## 【最近のトピック】

- 生成AIと著作権
- 研究目的の権利制限規定の新設
- ネットクリエイターなどへの対価還元  
→ 新たな裁定制度の創設（R5.5.26付け著作権法改正）、  
今後、窓口組織（民間機関）の立ち上げへ